

(資料1) 特定技能1号・2号試験(外食業分野、飲食料品製造業分野)の企業申込みの概要

企業申込を利用できる企業：外食業または飲食料品製造業を営んでいる企業であって、特定技能資格外国人材を直接雇用する企業

注：登録支援機関、行政書士等は、企業申込を利用する企業からの依頼を受けて手続き代行することは可能ですが、登録支援機関名で企業マイページ登録することはできません。
申請代行の場合でも、申請内容に虚偽申請があった場合、依頼元の企業の企業申込が利用停止となります。

Ver2503

企業の区分	企業用マイページ登録		企業用マイページからの受験希望者登録の可否と必要書類 () 内			登録料・利用料		備考
	登録時に必要な同意事項	登録審査	社員として雇用中の外国人	アルバイトとして臨時雇用中の外国人	アルバイトも含め雇用関係がない外国人	登録料 ¥33,000(税込)	年間利用料 ¥22,000(税込)	
A：OTAFF賛助会員である企業 (注1)	虚偽申込を行った場合は利用停止等	迅速に登録可能 随時登録申請可能	○ (企業名の記載がある健康保険証等) (2号受験者登録には実務経験証明書も必要)	○ (内定通知書等)(注5)	○ (内定通知書等)(注5)	不要	不要	※賛助会員の入会金、年会費 ・入会金10万円 ・年会費 6万円
B：OTAFF会員からの推薦状がある企業 (注2)	同上	同上	同上	○ (内定通知書)	○ (内定通知書)	不要	必要 (注7・8)	
C：AとB以外の企業	同上 + OTAFFが依頼する調査会社による調査がある場合の協力 (注3)	審査に一定の日数を要する(注4)	同上	○ (内定通知書及び賃金台帳) ※賃金台帳は直近1ヶ月以上のもの	× 登録できません	必要 (注6) (注9)	必要 (注8)	

(注1) OTAFF賛助会員(OTAFFの目的に賛同し、OTAFFの事業に協力する企業・団体)のうち、「外食業または飲食料品製造業を営んでいる」ことが確認済である企業。賛助会員になるにはOTAFFの理事会承認が必要な為、必要書類提出後3週間～4週間程度時間を頂戴します。入会をご希望の場合はOTAFF事務局までご連絡下さい。申込書は、OTAFF公式サイトから入手可能。https://otaff.or.jp/admission/

(注2) OTAFF正会員(団体)の会員企業(孫会員含む)であって、「外食業または飲食料品製造業を営んでおり、雇用内定等外国人材に受験機会を確実に確保するという手続の趣旨を理解している企業」としてOTAFF正会員(団体)から推薦のあった企業

(注3) 外食業または飲食料品製造業を営み、特定技能外国人を直接雇用していることに関し、OTAFFが依頼する調査会社による調査がある場合は、調査に協力することへの同意

(注4) 帝国データバンクの企業コードまたは法人登記の写しによる個別審査を行うので、審査に5営業日程度の期間が必要。試験回ごとに設定される企業登録申請締め切り日(OTAFFのHPで試験回ごとに公表)以降はその試験回が終了するまで、企業マイページの審査は停止されます。

(注5) 企業(またはグループ企業)における募集から採用に至る手続きの都合により、受験希望者登録の時点で内定通知書を添付できない場合は、受験希望者登録に先立ち、同手続きの流れを確認できる情報(フロー図等)をOTAFFに事前に提供の上、OTAFFが内定通知書と同趣旨と認める場合は、内定通知書に代えて、特定技能試験合格後に採用内定予定であることを証する書面を添付することで受験希望者登録が可能。

(注6) 登録料は、登録審査手数料及び登録のためのシステム利用料等であり、入金後の返金には応じられません。企業申込を2023年4月5日以前に利用開始した「企業区分」Cの企業が、2023年度第2回試験以降も企業申込を継続して利用する場合、登録料が必要。「企業の区分」がCの企業が登録料入金後に、「企業の区分」AまたはBの要件を満たして、AまたはBに変更することは可能ですが、その場合も入金後の登録料の返金には応じられません。

(注7) 企業申込を2022年12月19日以前に利用開始したB区分の企業が、企業申込を引き続き利用する場合は2023年6月20日より年間利用料が発生します(毎年請求)。利用開始日は企業マイページで企業情報ページ内の企業承認日となります。

(注8) 企業申込を2022年12月20日以降に利用開始した「企業の区分」B又はCの企業は、2024年6月20日より年間利用料が発生します(毎年請求)。利用開始日は企業マイページで企業情報ページ内の企業承認日となります。利用を停止したい企業は、利用停止を申出できますが、入金後は返金には応じられませんので、請求があった際に継続利用するか否かをご検討の上、年間利用料支払いを行ってください。年間利用料の月割りも対応しておりません。

(注9) 特定技能2号試験のみ企業申込から申込をする場合、登録料は不要です。ただし、特定技能1号試験または、特定技能1号・2号両方の申込を企業申込みから行う場合は、登録料が発生します。